

## 指定給水装置工事事業者のみなさまへ

2019年（令和元年）10月1日より指定給水装置工事事業者は  
**5年ごとの更新**が必要になります。

2019年（令和元年）10月1日より「水道法の一部を改正する法律」が施行され、指定給水装置工事事業者制度に更新制度が導入されます。**有効期間が従来の無期限から5年間**となり、更新の申請がない場合は失効となりますのでご注意ください。

旧制度で指定を受けている給水装置工事事業者のみなさんは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なりますので注意して下さい。

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
平成10年4月1日 ~ 平成11年3月31日	令和元年9月30日 ~ 令和2年9月29日 の1年間
平成11年4月1日 ~ 平成15年3月31日	令和元年9月30日 ~ 令和3年9月29日 の2年間
平成15年4月1日 ~ 平成19年3月31日	令和元年9月30日 ~ 令和4年9月29日 の3年間
平成19年4月1日 ~ 平成25年3月31日	令和元年9月30日 ~ 令和5年9月29日 の4年間
平成25年4月1日 ~ 令和元年9月30日	令和元年9月30日 ~ 令和6年9月29日 の5年間

更新手続き時期については、対象となる指定給水装置工事事業者様宛に別途通知いたします。  
なお、郵便の不着等による再通知はいたしません。

**更新に必要な書類** 厚生労働省令第18条に準拠  
指定申請書  
誓約書  
機械器具調書  
四万十町指定給水装置工事事業者証（返却）  
選任する主任技術者の免状等の写し  
定款及び登記事項証明書（法人）又は住民票（個人）

**更新の要件（新規指定と同様）** 水道法第25条の3に準拠  
給水装置主任技術者の選任  
給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数  
水道法で規定された欠格要件に該当しない者

**指定更新申請時に確認する4項目**  
指定給水装置工事事業者講習会の受講状況  
業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等について）  
給水装置工事主任技術者の研修受講状況  
適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

お問い合わせ  
四万十町環境水道課 上下水道班  
電話 0880-22-3119